学 位 論 文 の 要 約

論文題目 戦間期ヨーロッパにおける集団安全保障体制とフランス外交 ―「旧外交」と「新外交」の交錯、1920-1929年―

申請者 細川 真由

本学位申請論文は、1920年代のヨーロッパにおける安全保障システムの構築過程をフランスの立場から捉えるものである。特に、1920年代のフランスの安全保障政策において、国際連盟を中心とする集団安全保障体制がどのように位置づけられてきたか、その変遷を辿ることにより、同時期のヨーロッパ集団安全保障体制の様相を新たな視角から解明するとともに、同時期のフランス外交の独自性を論じた。

1920年代の西欧安全保障をめぐるフランス外交の展開に関しては、重厚な研究の蓄積が存在している。とりわけ、フランスがドイツという脅威に対抗するための方策を模索した過程を論じた研究には枚挙に暇がない。しかしこれらの研究の大部分には、1920年代前半と後半における外交政策を二項対立的に評価している上、同時期のフランスの安全保障政策の「国際主義」的側面にあまり着目していないという課題が残されている。特に後者については、当時のフランス政府が、旧態依然とした同盟網の構築や領土的保障による「旧外交」的な安全保障を優先し、連盟下での集団安全保障のような法的手段による「新外交」的安全保障をそれほど有効な手段と見なしていなかった事実を反映している。他方、世界的な潮流と連動して、フランスでも国際法に依拠した安全保障を受け入れ、さらには強化する試みがあったことも確かである。そこで本論文は、1920年代フランスの安全保障政策を通時的に捉えた際に、国際連盟の下での集団安全保障という国際主義的な手法がいかなる意義を有していたのか、ヨーロッパ諸国そしてアメリカとの関係性に着目して分析した。

本論文は序章および終章を含めた全6章で構成される。まず第1章「国際連盟と新たな秩序の形成 (1914-1922年)」では、第一次世界大戦中から大戦終結後の1922年1月までを対象に、大戦中における国際連盟構想と戦後の国際連盟におけるフランスの姿勢に着目し、同時期のフランス政府の安全保障観を分析した。その結果、フランスが大戦期から大戦終結直後に至るまで、ドイツを排除した安全保障体制の構築に腐心していた点において、非常に一貫した態度をとっていたことが明らかになった。その中で、国際連盟が戦時同盟の延長であること、ドイツ封じ込めの手段として講和条約の執行を監視する機関となることが期待された。また、英米との二国間保障条約を取り付け、ドイツからの侵略行為が発生した場合に備えると同時に、ドイツとの国境地帯であるラインラントを軍事占領するという領土的保障を追求した。ただしこれらの試みは頓挫するか、あるいは一定の譲歩により妥協せざるを得ない結果となった。

他方で、消極的ではありながらも国際連盟における集団安全保障体制を受容したという側面も指摘できる。ただしフランス政府内では、連盟の集団安全保障において重要な要素となった仲裁・軍縮・制裁のいずれも、フランスの防衛には決して十分な効果をもたらし得ないという認識があり、連盟の外部に

おいてはベルギーや中東欧の新興諸国との同盟網構築に注力する結果となった。すなわち、この時期のフランス政府にとっては、同盟関係の締結こそが最も望ましい安全保障の手段であり、即時性を欠く紛争解決プロセス、そして各加盟国の意思に委ねられる制裁の発動といった限界を伴う連盟の集団安全保障システムに対する期待は小さかったと結論付けられる。

続く第2章「国際連盟と『三位一体原則』の確立:ジュネーヴ議定書の起草と蹉跌(1922-1925年)」では、1922年から1925年春までの時期を対象に、主に国際連盟における集団安全保障体制の強化の過程を、フランスの安全上の利害という観点から分析した。当該時期には、国際連盟総会決議14(1922年)、相互援助条約案(1923年)、そして「国際紛争平和的処理に関する議定書(ジュネーヴ議定書)」(1924年)と、仲裁・安全保障・軍縮という「三位一体原則」を緊密に結びつけることで連盟規約上の集団安全保障システムを強化する動きが見られた。その中で、フランス政府の指導者たちは、被侵略時の援助供与の要件として軍縮の遂行が要求されることを徹底的に拒否し、また、ドイツを排除した安全保障システムを想定している点において一貫した主張と要求を行った。

この時期には、1923年のルール占領により国際的緊張が高まる一方で、連盟を中心とする集団安全保障体制の強化のための議論が進められていた。フランスにはドイツからの侵略を想定し、一定の軍備を保有しておきたいという意図があり、加えて、軍縮はあくまでもドイツに課されるべき義務であるとの認識も存在していた。仏英二国間の保障供与を約する条約の締結交渉が頓挫し、連盟内での安全保障体制を強化することが優先的な課題となる中で、軍縮が保障供与の要件とされることは、フランスにとって非常に不都合であった。また、1924年にイギリスとの二国間条約締結の可能性が浮上するものの、最終的にはイギリスが拒否したことにより、連盟内の枠組みを強化する方向に進み、これがジュネーヴ議定書として結実する。この議定書は、国際的軍縮会議の開催をその発効要件としていたものの、国際的孤立を脱して何らかの有効な保障枠組みを得たいフランスは、軍縮よりも仲裁・安全保障が先行すると強調することにより、自国の利益を一定程度確保することに成功したのである。ただし、ドイツは常にフランスの安全保障システム構想の外に置かれていたうえ、フランスの側はイギリスとの二国間条約、および地域的協定を通じて有事における即時的援助の確保を企図していた。この点において、本章で論じた時期におけるフランスの安全保障政策は、仮想敵に対抗するための同盟関係の構築から、集団安全保障体制の構築へと移行する時期にあったと評価した。

そして第3章「国際連盟の庇護のもとに:ロカルノ条約とフランス外交 (1925-1926年)」では、1925年春から1926年冬までの時期を対象に、ヨーロッパにおける地域的な集団安全保障体制の強化の過程を、フランスの安全上の利害という観点から論じた。当該時期にはロカルノ条約により、講和条約の枠組みを確認し、国際連盟において認められている地域的安全保障体制を確立することに成功した。これにより、これまで秩序の外に置かれてきたドイツをも包含する形で、新たなシステムが構築されたが、一方でその交渉においては、西欧諸国のみならず、ポーランド、チェコスロヴァキア等の東欧諸国、そしてアメリカの思惑が密接に絡み合っていた。この時に当時の外務大臣ブリアンが手腕を発揮し、一定の譲歩を行いながら交渉を推し進めたことにより、条約交渉は妥結した。そこには彼が長い政治キャリアの中で得た、多少の見解の差を乗り越えて落としどころを探る能力と、ドイツをも含めた連盟を中心とするヨーロッパ秩序構想が反映されていたと考えられる。

しかし、ロカルノ条約の「必要条件」となるドイツの連盟加盟は、ドイツを連盟下の集団安全保障体制に包含するプロセスでもあり、同時に連盟体制の完全性を損なうものでもあったことが明らかになった。それは、ドイツの加盟に際して連盟規約16条への留保を容認し、またドイツに常任理事国の地位を付与したことにより、連盟規約の修正の可能性が高まり、またブラジルの脱退とスペインのボイコットを招く結果となったためである。さらに、ロカルノ条約の締結後のトワリー会談により、ヨーロッパの安全保障問題を解決するには、仏独二国間のみでの協調ではなく、イギリスやアメリカを含めた協力が必要であることが強く認識されたため、1926年以降、フランスはアメリカとの密接な協力関係の構築を企図するようになったことが示された。

最後に、第4章「国際連盟との調和と矛盾:不戦条約とフランス外交(1926-1929年)」では、1926年から1929年までの時期を対象に、ロカルノ条約で一定の決着が見られた後のヨーロッパ集団安全保障システムの発展過程と、国際連盟体制との関係性を考察した。当該時期には国際連盟において普遍的な集団安全保障システムの見直しが行われると同時に、連盟の外部においてフランスの対米提案に端を発する戦争違法化条約が締結された。前者は「国際紛争平和的処理一般議定書」として、後者は「国策の手段としての戦争放棄に関する条約(不戦条約)」として、いずれも1928年に成立した。

不戦条約は、ドイツの国力回復を背景に、戦債や軍縮の問題をめぐり見解の相違があったアメリカと の関係を回復し、同盟関係を構築したいというフランスの思惑が働いていた。しかしアメリカの同意を 得られなかったため、戦争放棄を約する多国間条約として成立することになった。さらに不戦条約は、 「国策の手段としての戦争」の放棄を約する条約となったために、これまで構築してきた集団安全保障 体制における前提、すなわち侵略国に対する軍事的制裁や被侵略国への援助の正当性が否定されるおそ れがあった。他方、不戦条約はソヴィエトとの関係において、中東欧諸国とフランスとの同盟網を危う くする可能性もあった。以上の理由から、不戦条約は、フランス政府の利益にそぐわない影響をもたら しうるものであったということが明らかにされた。ところが、それまでに構築されてきた集団安全保障 体制にとっての最大の脅威は、主にドイツからの修正主義の脅威、そして国際的な経済危機であった。 これをきっかけに、第一次世界大戦以後構築してきたシステムが徐々に綻びを見せ始めるのであった。 以上の分析から、フランスは1920年代を通じ、国際連盟の集団安全保障という「新外交」手法に力点 を置くと同時に、二国間同盟の構築という「旧外交」的安全保障を企図し続けたことが明らかになった。 ただし、集団安全保障の強化と同盟の模索は常に同程度の力量で追求されていたわけではなく、両者は 調和させることも可能であり、また他方では、両者が矛盾する瞬間も存在していた。その中で、国際連 盟を中心とする集団安全保障体制は、即時的な援助をもたらす二国間同盟や地域的保障枠組みにより補 完されるものと常に捉えられていた。それにもかかわらず、フランス政府が集団安全保障という手法を 放棄することなく、さらにはそれを強化するような試みを追求したのは、フランの下落や政権の頻繁な 交替といった不安定な国内状況という制約、そして国際法や規範に基づく紛争解決と軍縮推進を支持す る世界的な潮流の中で、フランスがとり得る安全保障の手段としての国際連盟の価値は徐々に高まって いたためであると評価できる。